

## 永平寺町おうちで子育て応援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町が保護者に対し永平寺町おうちで子育て応援金(以下「応援金」という。)を支給することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、家庭での育児を応援し、子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 町内に住所を有し、かつ、保育所等を利用していない出生後8週間を経過した日から満年齢2歳の誕生日までの間にある児童をいう。
- (2) 保護者 町内に住所を有する対象児童の父母
- (3) 保育所等 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設及び同条第5項に規定する地域型保育事業を実施する施設並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する業務を実施し、及び同法第35条第4項の規定による認可を受けていない施設その他町長が認める施設をいう。
- (4) 育児者 対象児童を家庭で育児をする保護者又は保護者の直系尊属及び傍系2親等以内の親族をいう。

### (支給要件対象者)

第3条 応援金は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす保護者に支給する。

- (1) 保護者が雇用保険から支給される育児休業給付金又は各種共済組合から支給される育児休業手当金を受給していないこと。
- (2) 育児者が保護者でない場合、その直系尊属及び傍系2親等以内の親族の承諾があること。

### (応援金の額)

第4条 応援金の額は、対象児童1人につき、次に定めるとおりとする。

- (1) 出生後8週間を経過した日以降に申請した日の属する月の翌月から1歳の誕生日の属する月まで 月額4万円
- (2) 1歳の誕生日の属する月の翌月から2歳の誕生日の属する月まで 月額2万円

### (応援金の支給申請)

第5条 応援金の支給を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、永平寺町おうちで子育て応援金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請をした申請者は、その内容に変更が生じたときは、速やかに、永平寺町おうちで子育て応援金変更支給申請書(様式第2号。以下「変更申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

### (応援金の支給決定等)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、応援金の支給決定を行い、永平寺町おうちで子育て応援金支給決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、  
応援金の変更支給決定を行い、永平寺町おうちで子育て応援金変更支給決定通知書(様式  
第4号)により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、前2項の規定による申請書及び変更申請書の内容を審査するために必要があ  
ると認めるときは、申請者及び対象児童、育児者に関する支給要件等について調査し、  
又は申請者に必要な書面等の提出(以下「調査等」という。)を求めることができる。

4 町長は、申請者が前項の規定による調査等を正当な理由なく拒んだことにより、支給  
要件の審査が困難なときは、応援金の支給決定及び変更支給決定を行わないものとする。  
(応援金の支給決定の取消し等)

第7条 町長は、前条第1項又は第2項の規定により応援金の支給決定を受けた申請者が、  
第3条に規定する支給要件を満たさなくなったときは、その日の属する月の翌月以後の  
応援金の支給決定を取り消すものとする。

2 前条第3項の規定は、応援金の支給期間中においても準用する。  
(応援金の支給及び支給方法)

第8条 応援金は、第6条第1項又は第2項の規定による支給決定後、支給対象となった  
日の属する翌月から、支給要件を満たさなくなった日の属する月までを支給対象期間と  
して支給するものとする。ただし、ベビーシッター、一時預かりその他これらに類する  
保育サービスを利用した場合において、当該月における利用日数の合計が10日以上であ  
るときは、当該月を支給対象期間に算入しないものとする。この場合において、1日の  
利用時間が7時間未満である利用は、1日として算入しない。

2 応援金は、各月分を翌月末日までに支払うものとする。  
(応援金の返還)

第9条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により応援金の支給を受けた者があるとき  
は、応援金の支給決定を取り消し、既に支給した応援金の全部又は一部の返還を命ずる  
ことができる。

(委任その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定  
める。

## 附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。